

公立陶生病院組合 公告

下記の業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公立陶生病院組合契約規則第7条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年8月2日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 給食業務委託
- (2) 業務場所 瀬戸市西迫分町160番地
- (3) 履行期間 平成30年5月1日から平成33年3月31日
- (4) 業務概要 「公立陶生病院給食業務仕様書」に基づいた、給食業務委託

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28・29年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）に対象業務（役務の提供等：給食、01病院給食）に係る業種が記載されている者。
- ③ 公告の日から業者選定後の入札の日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

(2) 同種業務の実績

平成24年度から平成28年度の間、愛知県内の300床以上の病院において給食業務委託を1年以上直接元請業者として受託した実績を有すること。

3 公募型プロポーザル参加資格の確認等

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

なお、公募型プロポーザル参加資格の適否については、平成29年8月10日（木）に資格確認申請者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

- (1) 資格確認申請書の配布期間
平成29年8月2日（水）から平成29年8月9日（水）まで
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）
- (2) 資格確認申請書の提出期間
平成29年8月2日（水）から平成29年8月9日（水）まで
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）
- (3) 時間
午前9時から午後5時まで（午後1時から午後2時までを除く）
- (4) 提出部数
1部
- (5) 提出場所
公立陶生病院 栄養管理室
- (6) その他
(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
(イ) 提出された書類は、返却しない。

4 募集要項の配布

公募型プロポーザル参加を希望する者に対して公立陶生病院給食業務受託者募集要項（以下「募集要項」という。）の交付を行う。

- (1) 募集要項の配布期間
平成29年8月2日（水）から平成29年8月9日（水）まで
（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）
- (2) 配布時間
午前9時から午後5時まで（午後1時から午後2時までを除く）
- (3) 配布場所
公立陶生病院 栄養管理室

5 説明会の開催

確認通知書によりその適格が認められた者を対象として、次のとおり説明会を実施する。

- (1) 開催日時
平成29年8月14日（月）午後2時から
- (2) 開催場所
公立陶生病院 西棟1階 第3会議室（西棟1階売店前に集合）
- (3) その他

説明会参加人数は1社3名までとする。

6 企画提案書の提出方法等について

確認通知書によりその適格が認められた者は、企画提案書を次のとおり持参により提出しなければならない。

(1) 企画提案書の提出期間

平成29年8月14日(月)から平成29年8月28日(月)まで
(土曜日、日曜日、及び祝日を除く)

(2) 提出時間

午前9時から午後5時まで(午後1時から午後2時までを除く)

(3) 提出部数

正本1部 副本7部

(4) 提出場所

公立陶生病院 栄養管理室

(5) その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しない。

(ウ) 企画提案書の提出時に確認通知書を持参すること。

7 公募型プロポーザル実施・業者選定に係る条件

(1) 資格確認の結果、公募型プロポーザル参加資格を有する者が1社である場合又は公募型プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則として公募型プロポーザルを執行するものとする。

(2) 公募型プロポーザルを実施した結果、事業者として相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社が不選定となる場合もある。

8 その他

(1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。

(2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(3) 給食業務委託は、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があり、地方自治法施行令第167条の17により定められた公立陶生病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号を適用するもの。本委託業務については、用件を満たす従事者や、業務手順の把握などに準備期間が必要であり、効率的な業務の運営を実施するため、契約期間を2年11ヶ月とする。

なお、平成30年定例議会において当該契約に係る平成30年度予算額が減額

又は削除になった場合は、契約の変更又は解除を行うものである。

9 問い合わせ先

公立陶生病院 栄養管理室

瀬戸市西追分町 160 番地 電話 0561-82-5101 (内線 3023)